

# 米国 の 民事陪審裁判手続とその対応(上)

●特許ライセンス事件での体験を通して

寒河江孝允 単護士

(1) 日米の経済交流が質・量ともに膨大なものになっている今日、日本企業・日本人も米国内で経済活動を行なうにさいし、あらゆる事態に対応する必要に迫られている。たとえば、工場進出をしようとするれば、用地の取得、工場建設、経営管理、労働対策、借入れ、工業所有権の移転等の問題から、派遣社員の住宅、子弟の学校等の生活上の諸問題まで

## 一はじめに

さまざまなかつては、何か問題が起きたときにその処理がうまくいかないことがある。

(2) 私は、最近、日米企業間の特許ライセンス契約の違反をめぐって、米国での陪審裁判事件に関与する機会があったので、このさい、その概要を紹介することにより、米国での裁判事件に巻き込まれた場合に、どのように対応すべきかについて、読者の一助になればと思い、筆をとった次第である。

## 二 事案のあらまし<sup>(1)</sup>

(1) Y(被告・日本企業)は米国に特許権を有しており、X(原告・米国企業)はYの右特許権につき、独占的製造・販売のライセンス許諾を受けた。

(2) XとY間には、右のとおり特許権の独占的ライセンス契約が締結されたが、ライセンサー(実施権者が、ライセンサー(実施権者)Xは、ライセンサー(特許権者)Yが、XY間の特許権による裁判による裁判で、Xの実施権に損害を与えたとして、Yを提訴した。

- 一 はじめに
- 二 事案のあらまし
- 三 提訴前の状況
- 四 訴状
- 五 答弁書および反訴状
- 六 開示手続
- 七 略式判決の申立
- 八 公判準備通知・公判準備検討会
- 九 公判(以上本号)
- 一〇 陪審による裁判
- 一一 和解による終結
- 一二 教訓
- 一三 訴訟費用

者)Xは、ライセンサー(特許権者)Yは、ライセンサー(特許権者)Yが、XY間の特許権による裁判による裁判で、Xの実施権に損害を与えたとして、Yを提訴した。

裁判違反に基づく損害賠償請求、支払実施料(ロイヤルティ)の一時停止または供託の許可、これらに対する本訴の判決がなされるまでの仮処分申請・訴訟費用、弁護士費用の負担を求めるものであった。

(4) そして、これらの裁判を陪審裁判で行なうことを探めるものであ

## 三 提訴前の状況

反を理由に断固Yの申入れを拒否し、ついにはXはYを提訴するに至った。その間、私もYより相談を受けて、できるだけ裁判にならぬよう、話し合いで決着を付ける努力を最大限するよういろいろと協議をした。私としても、米国での裁判は大変な弁護士費用がかかるし、また最近は訴訟戦略上、米国側は陪審裁判を求めて外国企業を訴えることが多いといつたこともよく耳にしているし、またいくつかの類似のケースもある、ということをYに説示した。しかしながら、X・Yとも自説を曲げることなく、Xの方が結局、米国内でYを提訴することになったわけである。

(4) その間私は、裁判の起きるのをある程度予想して、米国のライセンス契約専門の法律事務所にコンタクトをとってアドバイスをもらったり、情報収集活動も開始していく。

### 二 三指摘する。

(1) 事件番号は87-0123-C-6、CV-87-123等と付されるが、87は一九八七年、CVは民事事件、C-6は第六裁判部の事件であると聞いて読めばよい。(2) 訴状の記載の形式は、前述のとおり、日本では当事者、請求の趣旨、請求の原因の順序で記載されるが、米国では逆である。(3) 日本では、訴額に応じて相当額の印紙を貼付しなければならないが、米国の裁判では、印紙は貼付する必要がない。わずかの訴え手数料を納付するとのことである(?)。

本件でも受訴裁判所からYへ直接送達があつたが、米国の代理人とも協議した結果、すでに米国代理人が被告Yに着いたことであるし、形式的な違法論をあまり展開しても、裁判官への心証も良くないので、送達問題は取り上げないこととした。

- (1) はじめに
- (2) 以下、本件事案を時間的スケジュールに従って説明する。
- (3) 上も契約関係を継続してきており、ビジネス関係は決して悪いものではなかった。
- (4) しかししながら、Y・Xとも同一商品を世界的に製造・販売しており、Yはみずから開発技術に基づいて世界戦略を立てたいと目論んでおり、他方Xは、Yから前記のとおり特許独占ライセンスを受けて米国で製造・販売していたが、世界市場の分割分担問題でY・X双方の利害が対立することがたびたびあった。
- (5) 右状況下で提訴一年ぐらい前にYはXに對して、Xの契約地域に侵入しないようにとの注意なしし警告を何度もした。他方Yは特許権者として、Xの製造・販売努力を超える部分の補充をするために、場合によってはXの契約地域内に売り込むことを認めるよう、Xに申し入れた。しかしながら、Xは契約違

- (1) 提訴地  
一九八七年三月、XはYを相手方

- (2) 訴状(一九八七年三月)

- (3) 原因に当たる主要事実の主張がなされ、③最後に請求の趣旨に相当する申立が記載される。

- (4) 日本の訴状との違い

- (5) 管轄問題

- 管轄問題について一言触れる。

- 米国法では、Jurisdiction(裁判管

管轄) と Venu (裁判地) とが問題にされる。

契約上のトラブルをめぐる事件は元来、州裁判所の管轄によるというのが原則であるが、本件では、次のような理由から、米国連邦地方裁判所の管轄となつた。すなわち、第一に Y は日本法人であること、つまり、内国法人対外国法人の訴訟であることおよび訴額が一万ドルを超える事件であること、により連邦地方裁判所が管轄することとなつた。

次にミズーリ州セントルイス市の連邦地方裁判所に訴えた根拠は、Venu (裁判地) の問題であるが、外国人は合衆国のいかなる地にても訴えられるとの規定に基づき、X にとって有利な X の地元の裁判所に訴えたものである<sup>(5)</sup>。この点でも、外国企業は裁判戦略上、不利な立場に立たされたといつてよい。

なお、契約であらかじめ裁判地を定めておけば、かような問題はある程度は回避しうるが、現実には、日本側で勝手に日本側に有利な裁判地、たとえば東京地方裁判所を指定することは困難なことが多い。

#### (6) 訴訟代理人

#### 米国での訴訟代理人の選任の問題

であるが、本件では特許ライセンス契約上のトラブルであるので、ワシントン D・C の専門の弁護士に依頼せざるをえないと判断した。しかし、米国ではセントルイスの連邦地方裁判所で訴訟をするために、地元の代理人も頼まざるをえない(6)。したがって、特許専門の弁護士と、地元の公判、特に本件は陪審裁判を求められているので陪審裁判のペテラン弁護士、の双方に依頼をすることとなつた。

#### (7) 陪審による裁判

本件は陪審による裁判であるが、陪審による裁判を求めるには、訴状にその旨を付記するか、または最終の訴答書送達後一〇日以内に、陪審で裁判を要求する旨を申し立てなければならぬ(7)。

陪審の申立があると、法律上、陪審の判断事項でないものでないかぎり、陪審の判断になる<sup>(8)</sup>。

なお、陪審裁判については、後に詳しく述べる。

#### 五 答弁書および反訴状(一九八七年六月)

#### (1) 答弁書提出期限

主尋問は公判のために残しておき、X 側代理人のなした主尋問のうち疑義ある点にかぎってのみ尋問をする、という作戦をとった。

(4) 代理人・依頼者間の秘密保持特権

なお、X 側は、Y の提出した質問書および文書提出要求書に対し、一部につき、①代理人——依頼者間の秘密保持特権 (Attorney-client privilege) を理由に、または②質問事項の不明確さ、提出要求文書特定の不明確さ、を理由にして、質問に対する回答ないしは文書提出要求における文書提出に、異議申立 (Objections) をなしてきた。

(5) 開示手続に非協力の制裁

いづれにせよ、これら質問書や、文書提出要求に対する正当でない拒否、正当でない証言拒否、不出頭、等は、相手の主張事実の認容とみなされたり、法廷侮辱罪となつたり、厳しい制裁があるので、理由なく拒否したり、虚偽の文書を提出することは敗訴に直結するので、代理人は、そのようなことのないよう、大変な神経を使って対応する<sup>(11)</sup>。

尋問 (Examine) は主尋問 (Direct Examine) と反対尋問 (Cross Examination) 等日本と同様に行なわれる。本件ではY側は、X側代理人がY 代表者本人への主尋問を行なうことになつたため、Y側代理人はY側の

被告Yの答弁書 (Answer) は、訴状および呼出状 (Summons) 送達日より一〇日以内に提出されねばならない<sup>(9)</sup>。もし、当該期間内に答弁書を提出しないと、不利な判決を受けるおそれがある。しかしながら、訴訟代理人を付した本件では、代理

人の方で答弁書の提出期間を延期してもらることができた。

(2) 反訴状の提出

反訴状も答弁書と同時に提出された。

反訴状の内容は、①ライセンシーの訴状提出要求書 (Interrogatories), ②証拠書類提出要求書 (Request for Production of Documents) が提出された。

#### (2) 開示手続の特徴

被告答弁書および反訴状提出に統合、Y は、X 宛に①質問書 (Interrogatories), ②証拠書類提出要求書 (Request for Production of Documents) が提出された。

開示手続は、米国の裁判における特徴的な公判準備のための手続であり、日本法ではない制度である。この目的は、公判における争点および証拠整理にあるが、訴訟に関する領の機会を与えるなかった。②およびこれに基づいて、Y の被つた損害賠償、弁護士費用の負担を X に求められなければならない。

反訴のうち、販売努力義務違反に

ついては、宣言判決 (Declaratory Relief) を求めるものであった。宣

言判決は、日本民訴法にいう、確認

判決に近いものとみてよい。

(4) Y の反訴状に対しても、X より、反訴答弁書が提出された (一九八七年七月) がなされた。

(3) 宣言判決

ある X は、X の特許許諾地域内での最大限の販売努力義務があるのにこれを怠りて、特許権者である Y に十分な実施料 (ロイヤルティ) 受け取る、ものであった。

(3) 証言録取

これに基づいて、Y の被つた損害賠償、弁護士費用の負担を X に求められなければならない。

なお、陪審裁判については、後に詳しく述べる。

(4) Y の反訴状に対しても、X より、反訴答弁書が提出された (一九八七年七月) がなされた。

た(14)。

(2) 略式判決の意義

本件では、略式判決に対する裁判官の判決 (ORDER) は、公判の開始直前になってようやくなされた。略式判決の申立ては多くなされるが、なかなか裁判官は結論を出さないと聞く。本件でも、申立てから(一九八七年一月)、判決が出たのは、公判の直前(一九八八年七月)であった。この判決内容は、一部認容、一部棄却、一部保留であつたが、X側にきわめて不利な判断も入つており、後に述べるように、公判の途中で和解決着する伏線となるものであった(15)。

認、②予定証人のリスト、③予定証拠(文書、物件)のリスト、④提出予定の証言録取の箇所(頁も具体的に特定す)、⑤質問書における相手方の回答、自認要求における相手方の自認内容、⑥陪審に対する説示予定書、⑦公判準備書面等である。

(2) 公判準備検討会  
本件ではやらなかつたが、以上の準備を公判準備会(Pre-Trial Conference)という形で、裁判官と双方代理人が会つて、各種の段取りを取り決めることが行なわれる(16)。この会合が行なわれた場合には裁判官は、この会合の結果に基いて、公判準備命令を出す(17)。

いのが特徴である。

(1) 実際の事案は、もっと複雑に入り込んでいるが、本稿は米国の裁判、特に陪審裁判の具体的進行状況を紹介するのが目的であるので、説明の都合上、簡略化したことをお断りする。  
(2) 訴額に応じた印紙や手数料を納付しなくともよいために、米国では、これが懲罰の一因になっている、と説く人は多い。ただし、日本が加盟している、いわゆる送達条約(1)の規定を根拠に、直接送達も許されるとの見解もあるようだ、説の分かれどころがある。

なお、日本と米国との間には、昭和39年7月17日公布の「日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約」があり、同条約一七条(1)(e)(1)において、米国の領事官が日本国内で送達等を行なうことができる、とされているが、本件ではこの手続に依つたものでもなかつた。  
(4) 28 U.S.C. 1331 および 28 U.S.C. 1332.

(5) 28 U.S.C. 1391(d).  
(6) 米国では、各州」といは、代理人資格が限定されていることと、地元の代理人を頼むことが、担当の裁判官との連絡・情報の収集等を円滑にするため必要である。

(7) 連邦民訴規則三八条(b)。

(8) 米国憲法修正七条によれば、10ドルを超えるヨセノ・ロー上の民事紛争はすべて、陪審裁判による裁判の保障をしている。

なお、刑事事件については、米国憲法修正六条により、陪審による裁判が保障されている。

(9) 連邦民訴規則一二条(a)。

(10) 反訴答弁書も答弁書と同じく、二〇日以内に提出されねばならない。

(11) 連邦民訴規則三三条(a)。

(12) 連邦民訴規則三七条(b)(2)(A)、(B)、(C)、(D)参照。

(13) 連邦民訴規則二六条(c)。

(14) 連邦民訴規則五六条(a)、(b)。

(15) 裁判官は、X・Y双方の主張を巧みに一部ずつ認容しており、X・Y双方に、なるべく早い時期に和解を勧める意図があつたものと思われる(1)「一和解」の項参照)。

(16) 連邦民訴規則一六条(a)、(b)。

(17) 連邦民訴規則一六条(e)。

## 八 公判準備通知・公判準備検討会

(1) 公判準備通知  
公判は、すでに述べたように当事者が申し立てれば陪審によるし、陪審による旨の申立てがなされなければ、裁判官が裁判をする。公判は、集中審理で、一度始まるとすべて終了するまで、一週間でも一週間でも、毎日九時三〇分頃より午後五時頃まで続く。日本のように、公判を一ヶ月に二回ずつ分けては行なわぬ

(八)(八)

(さがえ・たかよし)

# 米国の民事陪審裁判手続とその対応(下)

## ●特許ライセンス事件での体験を通して

(1) 民事事件における陪審裁判  
民事事件の陪審裁判は、米国憲法修正七条で、国民の権利として保障されている(18)。しかしながら、実際に民事事件で、とりわけ、特許権、独禁法違反事件、ダンピング法違反事件、特殊な契約にかかる紛争等、元来専門知識の背景が必要とするような事件で、はたして陪審によ

一〇 附審による表半

(1) 民事事件における陪審半  
民事事件の陪審裁判は、米国憲法修正七条で、国民の権利として保障されている<sup>(18)</sup>。しかしながら、実際に民事事件で、とりわけ、特許権、独禁法違反事件、ダンピング法違反事件、特殊な契約にかかる紛争等、元来専門知識の背景が必要とされるような事件で、はたして陪審によ

現実に、陪審の数を一二人構成から六人構成にする動き、全員一致の評決から多数決評決への変更等の動きがある(20)。

われわれも、本件が特許ライセンス契約にかかる違反をめぐっての紛争なので、陪審による評決に委ねられることに、不安は隠せなかつた。米国のY側代理人もことあるごとに、陪審の評決内容の見通しが立たない点を強調した。しかしながら、

X側がXの地元の裁半所に、しかも陪審裁判を申し立てるであろうことは、X・Y間で争いが生じた時点では、予測できることであったので、結果としては、現状を容認したうえで、裁判対策を立ててきたわけである。

(2) 代理人の構成

一九八八年七月、公判が開始されるわけであるが、われわれは、ワシントンD・Cのライセンス契約問題専門の弁護士、その補佐する弁護士(米国では、通常ペテラン弁護士と補佐弁護士が、ペアを組んで弁護を行なう)、両弁護士を補助するバラ

リーガルの三人、そして地元セントラル・カルテルの陪審裁判のペテラン弁護士、その補佐弁護士、事務職員一二三人が公判のために組織され、裁判所の近くに仮事務所を一時借りて、そのつど、裁判所との往復を行なうことと相成った（裁判所が戦場ならば、この仮設事務所は、さしつけ練後を守る兵站基地のようなもので、裁判の合間の昼食等も、ここでサン・ドゥイッチや、ピュッフェを仕出してもらって午後に備えた〔閑話休題〕）。

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 一●はじめに      | 八●公判準備通知・公判準備検査 |
| 二●事案のあらまし   | 九●公判 討会         |
| 三●提訴前の状況    | 一〇●陪審による裁判      |
| 四●訴状        | 一一●和解による終結      |
| 五●答弁書および反訴状 | 一二●教訓           |
| 六●開示手続      | 一三●訴訟費用         |
| 七●略式判決の申立   | (以上46号)         |
|             | (以上本号)          |

裁判官は、このような大きな公判があると他の事件の処理ができなくなるために、決定・命令等、ある一部の処理は公判前に行ない、公判が終了するまで次の事件の公判は行なわない。本件公判の後には、重大な刑事公判が予定されている、とのことであり、裁判官は非常な激職に違いないと思つた。

(4) 告辯員候補者

さて、陪審員候補者二三名が、法廷に入場してきた。陪審員候補者は、連邦地方裁判所の管轄区域内の選挙人名簿で、あらかじめ、裁判所から通知を受けた人々が、裁判所に来て待機している。

セントルイスの連邦地方裁判所では、陪審員候補者二三名のなかから六名の陪審員および一名の補欠陪審員を選ぶわけであるが、まず、各陪審員候補者に対して、不適格事由がないかの質問調査が行なわれる。るために陪審員候補者は、真実を述べる旨の宣誓をしたうえで、裁判官・双方代理人の質問に答弁をする。不適格事由としては、当事者と一定以内の親族関係にあつたり、別

の事件で相手方として裁判中であつたり、当事者の社員であつたりなど、陪審の評決の公正が保たれない理由がないか否かを、調べるわけである。

(5) 通訳の宣誓

前後するが、本件はY側が日本企業であり、代表者が日本人で英語が理解できないために、通訳を立てることが裁判官より許可された。通訳は正しく通訳する旨宣誓をし、法廷内での会話の一部始終をY本人に伝えることが許された。

(6) 陪審候補者に対する質問

陪審員候補者に対し質問が開始される前に、裁判官は、陪審といふものの役割等の説示をする。その後、双方代理人・当事者の紹介があり、裁判官は、陪審員候補者の答弁を的確にするために、本件事案の概要について説明をする。また何が争点なのか、予断を抱かないようにしつゝ、説示する。今までに陪審の経験があつたかどうかについて、一人二人に確認する。

次に、まずX代理人より、陪審員候補者に對して、本件事件との関係の有無、外国企業との関わりの有無等、など陪審員としての評決に加わる人に対しても、本件事件との関係の有無、外國企業との関わりの有無等、など陪審員としての評決に加わる人に確認する。

理人より、事案の説示、同様の各種の質問があつた。

の事件で相手方として裁判中であつたり、当事者の社員であつたりなど、陪審の評決の公正が保たれない理由がないか否かを、調べるわけである。

(5) 通訳の宣誓

前後するが、本件はY側が日本企業であり、代表者が日本人で英語が理解できないために、通訳を立てることが裁判官より許可された。通訳は正しく通訳する旨宣誓をし、法廷内での会話の一部始終をY本人に伝えることが許された。

(6) 陪審候補者に対する質問

陪審員候補者に対し質問が開始される前に、裁判官は、陪審といふものの役割等の説示をする。その後、双方代理人・当事者の紹介があり、裁判官は、陪審員候補者の答弁を的確にするために、本件事案の概要について説明をする。また何が争点なのか、予断を抱かないようにしつゝ、説示する。今までに陪審の経験があつたかどうかについて、一人二人に確認する。

次に、まずX代理人より、陪審員候補者に對して、本件事件との関係の有無、外国企業との関わりの有無等、など陪審員としての評決に加わる人に対しても、本件事件との関係の有無、外國企業との関わりの有無等、など陪審員としての評決に加わる人に確認する。

理人より、事案の説示、同様の各種の質問があつた。

おそれのある陪審員候補者に対する理由を付して忌避申立できる。本件では、さして紛糾することなく、六名の陪審員と一名の補欠が選任された。

陪審員の内訳は、白人四名・黒人二名、男性二名・女性四名で、陪審員候補者のなかから比較的の教育程度の高い、一般常識のあると思われる人々が、やはり残った。

黒人の女性は管理職であり、もう一人の黒人は男性で、技師であった。女性のなかに、一人ハウスキー

バーがいたが、公判中も四六時中ガムをかんでおり、陪審員の選任としては失敗した例ではないかとも思われる。補欠陪審員は、若い白人女性であったが、まじめな感じであった。

#### (8) 陪審員に対する説示

陪審員六名および補欠陪審員一名が決まり、七名は改めて宣誓をして、公正に評決する旨誓つた。裁判官は改めて、陪審員となつた人々への協力の言葉とねぎらいの言葉をかけ、公判での証拠のみにより、事実に関する評決をするよう、証拠とはどういうものをいつのか、いい換えでいい程、立てられないというのが偽らざる状況であった。

#### (2) 裁判官の勧告

さらには、すでに前述のことく、担当の裁判官が強く双方に和解を勧めたことも、和解着の大きな要因となつた。

私も裁判官室に現地のY代理人と同席して、裁判官に面接する機会を得たわけであるが、裁判官は、陪審による評決の予測困難性、特に過去にみずから扱つた類似の陪審裁判で、日系企業が被告となつた事件で、事件の筋の見通しからして、また被告代理人がその道の大家であつて勝訴すると予測していたのに、陪審の評決は、日系企業の敗訴の評決であつた例を掲げ、陪審裁判の予測因

のは証拠ではないので、判断の対象にならない旨を説示した。いよいよ、公判における実質審理の開始である。

陪審員に対する説示は、双方の代理人が、少しでも自己に有利に評決をしてもらるために、膨大な説示を用意し、必要に応じて陪審員に説示する。評決の内容も、評決しやすいよう、評決書のサンプルを作つておいて、陪審員に評決の仕方を詳細に指示する。

#### (9) 冒頭陳述

原告X側の冒頭陳述(Opening Statement)の開始があつた。これはX側の立場に立つて、事件の背景、歴史、争点等を要約して、陪審員の事実評決のための理解に供する目的である。

しかし、この陳述そのものは証拠ではないので、代理人もその旨を陪審に説示して、誤解しないよう分かりやすく話す。

次に、同様に被告Y側の代理人が冒頭陳述をし、Y側の立場・事件の概要を分かりやすく説明する。

冒頭陳述は、双方で一時間半ずつ、合計三時間費やした。その間、説明をしやすくするために、問

題となる契約の部分の拡大をボードで示したり、グラフや図面を利用して、まるで会社案内のためのオリエンテーションか、学校の授業のような方法で説明は続く。陪審による民事裁判ならではの、時間と手間のかかる、忍耐のいる仕事である。

陪審員が、証人の証言をどのように理解しているのであらうかと気にかかるのは、双方当事者・代理人と審に説示して、誤解しないよう分かりやすく話す。

相手方の反対尋問(Cross Examination)による証言(Testimony)をなし、これが公判における最大の証拠となるものであることは、ご承知のところである。

陪審員が、証人の証言をどのように理解しているのであらうかと気にかかるのは、双方当事者・代理人と審に説示して、誤解しないよう分かりやすく話す。

陪審員が、証人の証言をどのように理解しているのであらうかと気にかかるのは、双方当事者・代理人と審に説示して、誤解しないよう分かりやすく話す。

相手方の反対尋問(Cross Examination)による証言(Testimony)をなし、これが公判における最大の証拠となるものであることは、ご承知のところである。

陪審員が、証人の証言をどのように理解しているのであらうかと気にかかるのは、双方当事者・代理人と審に説示して、誤解しないよう分かりやすく話す。

#### 一一 和解(Settlement)

#### による終結(一)

九八八年七月)

#### (1) 和解へのインセンティブ

本件は、証人尋問の途中で、後述のとおり和解(Settlement)により決着がついたが、もしこのまま公判は、他に取引上の物件が、物証として提出された。

#### (2) 最終弁論

本件は、証人尋問の途中で、後述のとおり和解(Settlement)により決着がついたが、もしこのまま公判は、が進み、証拠調べが終れば、双方、

#### (3) 紛争の原因②

Yの代表者は、かなり国際的取引活動の実績があり、Y会社そのものの関係、といった、きわめて日本の

も、国際的に広く取引をしているのとおり和解(Settlement)により事件は終了し、陪審による評決には至らなかつた。

#### (4) 紛争の原因③

Yは、代表者は、かなり国際的取引活動の実績があり、Y会社そのものの関係、といった、きわめて日本の

も、国際的に広く取引をしているのとおり和解(Settlement)により事件は終了し、陪審による評決には至らなかつた。

#### (5) 紛争の原因④

Yは、代表者は、かなり国際的取引活動の実績があり、Y会社そのものの関係、といった、きわめて日本の

も、国際的に広く取引をしているのとおり和解(Settlement)により事件は終了し、陪審による評決には至らなかつた。

#### (6) 紛争の原因⑤

Yは、代表者は、かなり国際的取引活動の実績があり、Y会社そのものの関係、といった、きわめて日本の

も、国際的に広く取引をしているのとおり和解(Settlement)により事件は終了し、陪審による評決には至らなかつた。

最終弁論をする。

#### (2) 評決ないし判決

陪審員の評決(Verdict)は、公判において、まるで会社案内のためのオリエンテーションか、学校の授業のように詳しく述べる。

評決当たつては、裁判官が陪審員に、評決の仕方、法律上の問題点を詳しく述べる。

評決の仕方は二つに大別される。一つは、一般評決といわれるもので、他は、特別の争点に付きなされ、評決に当たつては、裁判官が陪審員に、評決の仕方、法律上の問題点を詳しく述べる。

である。たとえば、Xが裁判をするときは、東京地方裁判所、Yが裁判をするときは、米国の裁判所へ提訴する、というふうに、互いに相手国で行なうように、制限するのである。(4)解釈法もできれば、日本法で解釈する、という条項を入れたいが、これはなかなか難しいと思われる。

以上の点を契約に入れるだけで、本件紛争は場合によつては、回避されたかもしない。また、いずれにせよ、陪審による予測の困難な裁判を避けて、専門の弁護士のみ、全面的に裁判を委ねることができたであろう。訴訟費用(弁護士費用)も相当、節約できたはずである。たゞ一箇条、一行が、何千万円の出費を回避することになったはずである。

### 一三 訴訟費用

#### (1) 米国裁判での弁護士費用

最後になつたが、米国での本格的裁判は、訴訟費用、特に弁護士費用が高額となるといわれているが、参考までに、本件でかかった費用についての概略を説明する。

より厳しい認識こそが、米国での裁判を回避するためには必要である。われわれ弁護士も、予防法学的立場で、日本の依頼者に正しいアドバイスをする必要がある、ますます高まつてきていているのである。

(18) 前掲注(8)をみよ。

(19) 丸田隆・アメリカ陪審制度研究(法律文化社)三〇一頁以下「第二章複雑な訴訟と民事陪審の排除」において詳しい。

(20) 連邦民訴規則四八条。

(21) 連邦民訴規則四九条(a), (b)参照。

(22) 後日談であるが、去る昭和63年8月29日ないし31日の三日間にわたり、東京で、日米法シンポジウム(経団連、P.P.I主催)が催されたが、そのなかのいくつかのパネルでも、米国側の法律家から民事陪審制度運用の現実に疑問を投げかける声があった。

(23) 同じく後日談として、右日米シンポジウムにおいて、パネルの米国側出席者の何人かより、開示手続(ディスクヴァーリー)における現状はあまりにも時間と費用と労力がかかり、実際に裁判で使われる資料が、収集した資料のごく一部といふのでは、本来の開示手続の目的を逸脱して正常なる機能をしていないのではないかという問い合わせがなされていたのは注目される。

(さがえ・たかよし)

(完)



## SECRECY AGREEMENTの例文・訳文・解説

# 実例 英文秘密保持契約

帝人株社長室 岡本幹輝著

B5判/324頁/定価5200円

国際契約交渉の第一歩となる秘密保持契約(契約の成否にかかわらず交渉の過程で知りえた事実を守秘する義務)の英文書式と訳文・解説。

新版 英文契約書作成のキーポイント 中村秀雄著	アメリカの不動産取引法 國生一彦著
国際契約交渉のキーポイント 中村秀雄著	英米法律用語活用集 鈴木肇編著
国際取引の法務戦略 藤岡公夫著	英米商事法辞典 鴻常夫/北沢正啓編修

社団法人 商事法務研究会 東京都中央区八丁堀2-27-10 電話(552)4941(代)

米国での裁判において、費用の大半は弁護士に払う費用が占める。前に述べたように、日本の裁判のように、訴額に応じた収入印紙を貼る必要はない。弁護士費用の計算方法としては、成功報酬制(Contingent Fee)と時間制(Time Charge)とに分かれるが、大きな契約問題、企業の事件等においては時間制によるのが一般である。

(2) 米国裁判での代理人の数  
米国での、ある程度以上の訴訟事件では、米代理人はペテランの弁護士に必ず経験三〜一〇年以内の若い弁護士が補佐で付く。さらに、弁護士が補佐で付く場合も多い。これらは一セットでなされるので、ペテランの弁護士一人だけで事件を処理して下さい、と注文を付けるわけにもいかない。相手方の代理人も、同じような陣容でやってくれる。

本件では、さらに訴訟地、地元での陪審公判に通じた弁護士を雇わざるをえず、その費用も加わることになつた。

(3) 費用の月平均額  
以上の陣容に従つて、その費用の具体的額を示すと、平均して毎月四

〜五万ドルずつ、かかつたことになる。

#### (4) 公判前段階での費用

公判準備の段階では、開示手続に

おける各種証拠の収集等の費用が、どうしても高額になる。

本件は、日米をまたぐ国際訴訟で

もあつたため、事件打合せの代理人の費用、前述のとおり、米国大使館での証言録取の費用も発生した。

(5) 公判での費用  
公判での費用も大きい。米国での公判は、集中的に継続して行なわれるため、公判直前からの準備をはじめとして、代理人は、従前の主張・争点の確認、証拠提出の準備、冒頭陳述書、陪審に対する説示書の準備等、公判というドラマに向けて、最終の追い込みで多くの時間を費やす。また公判中は、事件にかかりつきりである。どうしても、公判では、費用が集中的に高額となる。公判を最後まで行なえば、二〇万ドルから四〇万ドルぐらいには、すぐなってしまうであろう。

(6) 費用がかかる理由  
前述の教訓の項でも述べたように、契約といふものの重みを改めて認識するとともに、守れないと判断した事項は、契約をする前に相手方につけられると拒否の返事をすることが肝要である。また、いつたん双方が納得し、合意して、契約した以上は、勝手な解釈をしたり、なんとなく違反したりすることのないよう、厳格に守るという、契約概念の

米国の裁判で、費用がかさむのは、まず、開示手続で、あらゆる関係資料を原告・被告が、互いに提出・開示しなければならない。

その資料は膨大であり、私がみていても、はたしてこれだけの資料をいちいち記憶して、公判に役立せることができるだろうかと、疑問が生じる(23)。

この厖大な資料の収集・整理のために、訴訟は、一人の代理人ではなくて、多くの人間が必要となる。また、書類の整理のため、ファイル・システムも発達する。米国での弁護士の需要はますます拡大するが、また弁護士の競争は、事件がますます簡単に起こる要因ともなっているようみられる。

(7) おわりに  
前述の教訓の項でも述べたように、契約といふものの重みを改めて認識するとともに、守れないと判断した事項は、契約をする前に相手方につけられると拒否の返事をすることが肝要である。また、いつたん双方が納得し、合意して、契約した以上は、勝手な解釈をしたり、なんとなく違反したりすることのないよう、厳格に守るという、契約概念の